答 弁 第 五 号

内閣衆甲第六二号

昭和二十三年十一月三十日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院議員河口陽一君提出昭和二十四年度施用肥料配給に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

衆 議院議員河口陽一 君提出昭和二十四年度施用肥料配給に関する質問に対する答弁

化学肥料の生産及び 輸入は漸次上昇の 傾向にはあるのであるが、 電力石炭及び硫化 鉱 等の 主要原 材料

 \mathcal{O} 需給状況よりして、 急激に増加することは望み得ないのであるが、 政府としては化学肥料の供給増 加

のために萬般の措置を最優先的に講じて、 以て農業生産の増進を図りつつあるのである。

L か して昭和二十三年八月より昭和二十四年七月の間においては窒素質肥料 (硫安換算) 四五〇千

瓲、 燐酸質肥料 一、○七○千瓲見当にして、 主要食糧農作物である稻作に対しては全國平均反当窒素質

肥料五貫五百匁、燐酸質肥料三貫匁見当の見込である。

これ を戦 前 の消費量に比較すると、 窒素質肥料は約七〇%、 燐酸質肥料は約六○%程度である。

次に、 加里質肥料については全量輸入に依存しておるので確たる見透しは至難なのであるが、 最近の

見込では約一○○千瓲見当と思われるのであつて、 戦前消費の四○%程度である。

北海道における配給化学肥料が、 昨年は窒素質肥料は戰前と同率、 燐酸質肥料四八%、 加里質肥料

%であつたのは、 供給事情に基く点もあつたのであるが、明年においては御説の如く燐酸及び加里質

肥料を窒素質肥料との均衡において、過去の、試験成績等をも勘案して作物別、

地域別に合理的に配給

いたしたいと、現在檢討研究中である。